

第1回弥彦村入札制度審議会 会議録

日 時：令和5年7月18日 14時58分～16時27分

場 所：弥彦村役場 1階大ホール

出席者：敬称略

【委員】 弁護士/齊藤 篤博・税理士/高橋 周衛

【事務局】 総務部長/志田 馨・総務課長補佐/畠澤 直也・総務課主事/細貝 美彩子

資 料：資料1 弥彦村入札制度審議会の概要（+弥彦村入札制度審議会設置要綱）

資料2 弥彦村の入札制度について

資料3 変動型最低制限価格制度について

変動型最低制限価格に関する意見書（案）

1. 開会あいさつ
2. 委嘱状交付
3. 弥彦村入札制度審議会について
4. 会長あいさつ
5. 議題

①弥彦村入札制度の概要について

【事務局】資料2に基づき概要の説明

→出席者から質問・意見等なし

②変動型最低制限価格について

【事務局】資料3に基づき説明

- ・平成27年10月より、一般競争入札において、入札額変動型最低制限価格設定方法を導入している。変動型最低制限価格（以下、変動型）は談合の防止に有効ではあるが、中央公契連モデルと比較すると、変動型では17%ほど低い結果となっている。

- ・弥彦建管共同組合、弥彦村建設業協同組合から、現状の変動型に対する提言、要望あり。
- ・総務省、国土交通省からもダンピング対策として、中央公契連モデルよりも低い変動型については見直しの検討を行うよう要請あり。

【質問・意見等】

- ・（高橋委員）平成27年から、ということはそれまでは談合があったということか。
→多くはないが、弥彦村が訴えを起こし司法に判断を委ねたことがある。
- ・（齊藤委員）変動型の導入により、担保が失われたり、下請け業者に対する不利があったりしたのか。
→特にそのような話は聞いてない。
- ・（齊藤委員）中央公契連モデルと変動型で、入札者数で分けている理由はどこにあるのか。数が関係するように思わないため、変動型と統一しなかった理由が不明。
→参加業者からも、当日参加するまで参加業者数がわからないという声はある。
5者の設定については、おそらく、5者の過半数だと2, 3者となり、それほど価格が変わらないという発想からだと思う。

⇒【現状の変動型最低制限価格について、適切に見直しを検討するよう意見書を提出】

6. その他

7. 閉会

次回、第2回の開催について、11月頃に開催を行いたい。詳細については、委員の皆様と相談の上決定したい。

以上